

香川県報



第 2 号

平成 16 年

1 月 9 日（金曜日）

目次

告 示

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一

○生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出 () 一

○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 二

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () 二

○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 二

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出 (水産課) 三

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川砂防課) 三

○道路の位置指定（二件） (建築課) 四

公 告

○歯科技工士試験の実施 (医務国保課) 五

○平成十五年度地籍調査事業計画の変更 (農政課) 五

○土地改良事業の認可（三件） (土地改良課) 六

○土地改良事業の同意 () 六

○土地改良区画の変更の同意 () 六

○土地改良区の役員の就任の届出 () 六

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七

○開発行為に関する工事の完了（二件） () 七

教育委員会公告

○平成十六年度香川県立学校寄宿舎指導員採用選考試験の実施

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

告 示

●香川県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十六年一月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一五、一一、一	医療法人社団 タカシ歯科ク リニック	医療法人社団 タカシ歯科ク リニック	観音寺市坂本町三丁目七番二 一号
平成一五、一二、六	漆川歯科医院	漆川 拓郎	三豊郡大野原町大字大野原三 八一六番地一

●香川県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。
平成十六年一月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

休 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一三、四、二	井上歯科医院	井上 千恵子	坂出市府中町六〇五四―三

●香川県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一五、一〇、三一	タカシ歯科クリニック	昌山 孝	観音寺市坂本町三丁目七番二一 号
平成一五、九、一二	入江歯科医院	入江 道夫	善通寺市金藏寺町八〇四番地
平成一五、一一、三〇	さくら歯科医院	内海 和幸	仲多度郡多度津町北嶋二丁目 一〇番地一ジャスコイオン タウン多度津SC A一
平成一五、一二、五	漆川歯科医院	漆川 玲子	三豊郡大野原町大字大野原二 〇一九一二
平成一五、一〇、三一	秋山歯科医院	秋山 正孝	観音寺市流岡町五五九番地
平成一五、一一、一三	塩田歯科医院	塩田 覚	三豊郡豊中町本山甲一四九六 番地
平成一五、八、三一	小川歯科医院	小川 正治	さぬき市長尾東七八四番地
平成一五、一一、一	谷口薬局	谷口 輝明	小豆郡内海町草壁本町一八六 一

●香川県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

●香川県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、一一、三〇	株式会社高木兄弟 商会福祉用具貸与 事業部 観音寺市出作町六 〇六番地の一	株式会社高木兄弟 商会 観音寺市出作町六 〇六番地の一	福祉用具貸与
平成一五、一一、三〇	飯山町社会福祉協 議会 綾歌郡飯山町下法 軍寺五八一番地一	社会福祉法人飯山 町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町下法 軍寺五八一番地一	訪問介護
平成一五、一一、三〇	医療法人社団タカ シ歯科クリニック 観音寺市坂本町三 丁目七番二一 号	医療法人社団タカ シ歯科クリニック 観音寺市坂本町三 丁目七番二一 号	居宅療養管理指導
平成一五、一一、三〇	居宅介護支援介 護 三豊郡豊中町本山 甲一三四四番地	本山タクシー株式 会社 三豊郡豊中町本山 甲一三四四番地	居宅介護支援
平成一五、一一、三〇	医療法人社団慈愛 会阿部内科医院 木田郡牟礼町大字 牟礼一一四七番地 五	医療法人社団慈愛 会阿部内科医院 木田郡牟礼町大字 牟礼一一四七番地 五	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導

●香川県告示第七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

平成一五、一〇、三二	徳田眼科 坂出市文京町一丁目一番一五号	徳田 敬直 坂出市文京町一丁目一番一五号	居宅療養管理指導
平成一五、一二、五	漆川歯科医院 三豊郡大野原町大字大野原二〇一九―二	漆川 玲子 三豊郡大野原町大字大野原二〇一九―二	居宅療養管理指導
平成一五、一〇、三二	秋山歯科医院 観音寺市流岡町五五九番地	秋山 正孝 観音寺市流岡町五五九番地	居宅療養管理指導
平成一五、一一、一	谷口薬局 小豆郡内海町草壁本町一八六の一	谷口 輝明 小豆郡内海町草壁本町一八六の一	居宅療養管理指導
平成一二、三、三一	飯山町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町川原一一二―一五	社会福祉法人飯山町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町川原一一二―一五	訪問介護 居宅介護支援
平成一五、八、二六	有限会社松岡工管 綾歌郡国分寺町新名一一三〇―四	有限会社松岡工管 綾歌郡国分寺町新名一一三〇―四	福祉用具貸与
平成一五、一〇、三二	タカシ歯科クリニック 観音寺市坂本町三丁目七番二一号	昌山 孝 観音寺市坂本町三丁目七番二一号	居宅療養管理指導
平成一五、九、一二	入江歯科医院 善通寺市金蔵寺町八〇四番地	入江 道夫 善通寺市金蔵寺町八〇四番地	居宅療養管理指導

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。
その指定漁船調書を平成十六年一月九日から同月二十三日まで仁尾町漁業協同組合において縦覧に供する。
平成十六年一月九日

一 発起人の住所及び氏名
香川県知事 真 鍋 武 紀

三豊郡仁尾町大字仁尾甲一八五番地一 大平 保利
三豊郡仁尾町大字仁尾丁二六九 小山 栄一郎
三豊郡仁尾町大字仁尾丁一六九 宮本 栄治

二 加入区
仁尾加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
仁尾町漁業協同組合

●香川県告示第八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課において縦覧に供する。
平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷及び水路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字	字名	地番
落合	香川郡	塩江町	安原上東	八丁	四九九番一、四九九番三、四九九番四、五〇〇番一、五〇〇番二、五〇一番二、五〇二番一、五〇四番一、五〇五番、五〇六番一から五〇六番三まで、五〇六番五、五〇三番一、五〇三番二、五〇

	一三番六、五二三番七、五二三番一二、
	五二三番一七、五二五番一、五一七番
	七、二五〇〇番六、二五〇〇番七、二
	五〇〇番一八、二五〇〇番二〇、二五
	〇〇番二一

〔別図〕は、省略し、その図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月九日

一 指定番号 善土指道 第十四号
香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定年月日 平成十五年十二月二十二日

三 指定道路の位置 善通寺市榑梨町字長塚六七二—二、六九二—一、六九二—四、七二三—六及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル
延長 一二・三八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月九日

一 指定番号 善土指道 第十五号
香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定年月日 平成十五年十二月二十二日

三 指定道路の位置 仲多度郡琴平町苗田字徳女五五五—二、五六〇—二、五七三—一及

び同地先農道・水路
指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル及び六・一二メートル、七・一〇メートル
延長 八二・九〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十六年一月九日

一 試験期日
香川県知事 真 鍋 武 紀

1 学説試験 平成十六年三月二日（火曜日）午前九時から

2 実地試験 平成十六年三月三日（水曜日）午前九時から

二 試験場所
1 学説試験 高松市番町一丁目一〇番三五号 香川県社会福祉総合センター
2 実地試験 高松市錦町一丁目九番一号 香川県歯科技術専門学校

三 試験科目
1 学説試験
歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正

2 実地試験
歯科技工実技

四 受験資格者

次のいずれかに該当する者
1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成十六年三月に卒業する見込みの者を含む。）

2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成十六年三月に卒業する見込みの者を含む。）

3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が1、2及び3に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 受験資格を証明する書類

(1) 四の1及び2に該当する者は、卒業（見込）証明書

卒業見込証明書を提出した者は、平成十六年三月十七日（水曜日）までに卒業証明書を提出すること。

(2) 四の3に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(3) 四の4に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(三) 写真（手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）

2 試験手数料

二六、〇〇〇円（三六、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け、消印はしないこと。ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便又は信書便による送付により受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面三六、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。）

3 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部医務国保課

4 受験願書の受付期間

平成十六年一月三十日（金曜日）から二月六日（金曜日）まで
 なお、郵便又は信書便による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（信書

便にあつてはこれに準ずるもの）のあるものに限り受け付ける。

六 合格者の発表

平成十六年三月二十三日（火曜日）に、香川県庁東館正面玄関横掲示板に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験願書を受付後、受験票を交付する。

2 受験手続等についての不明な点は、香川県健康福祉部医務国保課総務・医事グループ（電話番号〇八七―八三二―三三二一）に問い合わせること。

●香川県公告第五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により平成十五年香川県公告第二百八十八号で公告した平成十五年度地籍調査事業計画のうち綾上町、仲南町、高瀬町及び豊中町が行う調査について平成十五年十二月二十五日次のとおり変更した。
 平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
綾上町	綾歌郡綾上町大字粉所西、大字山田上、大字東分の一部及び大字山田下の一部	平成十六年三月三十一日まで	数値情報化
仲南町	仲多度郡仲南町大字七箇、大字塩入及び大字十郷の一部	〃	数値情報化
高瀬町	三豊郡高瀬町大字下麻、大字上麻、大字佐股及び大字羽方の一部	〃	数値情報化
豊中町	三豊郡豊中町大字比地大、大字下高野及び大字岡本の一部	〃	数値情報化

●香川県公告第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十五年十二月十七日認可した。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業岡山地区
〃	単独市費補助土地改良事業新池地区

●香川県公告第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十二月二十二日認可した。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市円座土地改良区	単独県費補助土地改良事業上所上地区
〃	単独県費補助土地改良事業川向下地区
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業小山地区

●香川県公告第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業荒地地区）を行うことについて平成十五年十二月二十四日認可した。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（農村総合整備統合補助事業八

替地区）を行うことについて平成十五年十二月十七日同意した。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連・ほ場整備事業）石引北地区）計画を変更することについて平成十五年十二月十七日同意した。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市木太土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員	種 類	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	大見 繁義	高松市木太町一九一四番地四	平成一五、九、三〇	
	木村 保男	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	岡田 武	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	岩井 利博	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	一里山信儀	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	葛西 浩	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	小西 輝雄	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	南原 正剛	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	小泉 繁幸	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	遠藤 敏治	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	
	松原 毅	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃	

〃	脇谷 正美	〃	〃	二一〇五番地四	〃
二	就任した役員				
種	氏 名	住 所	就任年月日		
理	事 大見 繁義	高松市木太町一九一四番地四	平成一五、一〇、七		
〃	遠藤 敏治	〃	〃		
〃	岡田 武	〃	〃		
〃	葛西 浩	〃	〃		
〃	小西 輝雄	〃	〃		
〃	木下 光士	〃	〃		
〃	松原 國利	〃	〃		
〃	奥村 勲	〃	〃		
〃	脇谷 正美	〃	〃		
監	事 脇谷 正美	〃	〃		
〃	小泉 繁幸	〃	〃		
〃	小河 明廣	〃	〃		

●香川県公告第十二号

丸亀市から香川中央都市計画臨港地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市川津町字井手ノ上三〇四―三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市谷町二丁目二番八四号

森 佐紀子

森 俊介

●香川県公告第十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市川津町字二代取四九七―一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
綾歌郡分寺町新居二二三番地一五
新居 浩一
新居 幸

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第一号

平成16年度香川三県立学校寄宿舎指導員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成16年1月9日

香 川 県 教 育 委 員 会

1 試験の目的

この試験は、平成16年度の香川三県立学校寄宿舎指導員の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

2 採用予定人員及び主な職務内容

採用予定人員	主な職務内容
1名	県立学校の寄宿舎において、児童及び生徒の養育に従事する。

3 出願資格

学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者であつ

て、次の条件のすべてを満たす者となります。

- ① 短期大学卒業以上の学歴を有する者
 - ② 昭和44年4月2日以降に出生した者
- 4 試験の内容、期日及び場所

(1) 試験の内容

出願者全員に対して、適性検査、筆記試験（専門教養・作文）及び面接試験を行います。

専門教養は、障害児教育に関する問題を中心に出题します。

(2) 試験の期日等

試験期日	日	程	受	性	検	査
平成16年2月5日(木)	8：40～9：00	適	性	検	査	
	9：10～10：00	適	性	検	査	
	10：10～11：10	筆記試験（専門教養）				
	11：20～12：10	筆記試験（作文）				
	13：00～16：00	面接試験				

(3) 試験の場所

香川県教育センター3階第3研修室（香川県高松市西宝町2丁目4-18）

なお、試験期日に、試験場所への自家用車の乗り入れは禁止します。

(4) 試験の準備物

通常の筆記用具のほか、適性検査用として必ずHB鉛筆を2本以上準備してください。

5 出願手続及び出願期間

(1) 出願手続

ア 提出書類

- ① 願書：所定の用紙に、「願書記入上の注意事項」をよく読んで記入してください。
- ② 最終学校卒業証明書：卒業見込者は、卒業見込証明書を提出してください。

③ 最終学校成績証明書：必ず発行者が激封したものを提出してください。

④ 健康診断書：所定の用紙に、国公立病院で受診の上提出してください。

⑤ 返信用封筒：選考結果の郵送通知に用いるので、定型封筒(12cm×23.5cm)に、90円切手を貼り、出願者の郵便番号等宛名を明記したものを提出してください。

イ 提出先

出願者は、提出書類を全て、香川県教育委員会事務局高校教育課長(〒760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎)あて、持参又は送付してください。なお、送付する場合は、封筒の左下隅に「寄宿舎指導員採用願書在中」と朱書してください。

(2) 出願期間

平成16年1月16日(金)から平成16年1月30日(金)まで(土、日は除く。)受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、送付(書留郵便等その他これに準ずる方法が望ましい。)の場合は、平成16年1月30日(金)までの消印(それに準ずるものを含む。)があるものに限り受け付けます。

(3) 出願に当たっての注意事項

ア 提出書類が不備なときは受け付けないので、不備の無いよう十分注意してください。

イ 提出された書類は、返還しません。

ウ 身体に障害がある者の受験に当たっては、その障害の内容や程度に応じて、受験教室等について配慮するほか試験内容の一部を免除することがありますので、事前に相談してください。

6 選考結果の通知

選考結果については、平成16年3月中旬に受験者全員に通知する予定です。

7 待遇

- (1) 給与
公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)に基づき、高等学校等教育職給料表1級を適用します。

(2) 勤務時間、休暇等

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）に基づき、1週間当たり40時間勤務で、年次休暇、特別休暇等が付与されます。

8 その他

(1) 出願者の受験番号は、試験の当日、試験の会場に掲示してお知らせします。このため、受験票は、発行しません。願書の受付を確認したい方は、自己の郵便番号等宛名を明記した官製はがきを提出してください。それによりお知らせします。

(2) 平成16年度香川県立学校寄宿舎指導員採用選考試験に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

香川県教育委員会事務局 高校教育課 人事グループ

〒760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎

電話番号 087-832-3751（直通）

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 政党の支部

●香川県選挙管理委員会告示第三号

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県第一選挙区支部	主たる事務所 所の所在地	高松市古新町四―三 高松市福岡町三―一 二―一七	高松市福岡町三―一 二―一七

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年一月九日

一 政党の支部

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

政治団体の名称

自由民主党とぬき内航海運支部

二 その他の政治団体

政治団体の名称

片山けいじ後援会

圭信会

平成十六年一月九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています